

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名: 県単港湾整備(港建特別)工事(出洲5号野積場舗装工その3)

地 区 名: 千葉港 千葉中央地区

工 事 箇 所: 千葉市中央区 中央港

千葉港湾事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・千葉県土木工事標準仕様書、特記仕様書、関係法令等を厳守し、また施工計画を十分検討のうえ工程管理を実施し、約定工期を厳守すること。 ・監督員との協議・打合せ等を十分行い、工期の厳守に努めること。
用 地 関 係	・特になし。
公 害 対 策 関 係	・粉塵の飛散防止に努めること。
安 全 対 策 関 係	・常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。 ・仮設工は、建設工事公衆災害防止対策要領、土木工事安全施工技術指針、労働基準法など、関係法令に基づき安全に施工すること。 ・標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察・保安部等第三者との協議に基づき設置するものとする。また、警察・保安部等第三者との協議の結果、又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は別途協議する。 ・本工事の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については任意である。 ・機械、材料搬出入時、安全に努めること。 ・道路・岸壁・港湾利用者等との連絡を密にとること。 ・本工事は、今後発注する野積場舗装工事により施工ヤードが錯綜するため、工事受注者相互の緊密な連絡調整を図るとともに、協力して工事を安全かつ円滑に実施すること。 ・建設発生土を仮置き場へ搬入する際には、仮置き場入口に誘導員を配置すること。
工 事 用 道 路 関 係	・一般道を使用する際に損傷等を与えない為に十分留意すること。また損傷等生じた場合、受注者の責において原形に復すること。 ・一般道に落ちた廃材、合材及び土砂等の清掃を怠らないこと。 ・交差点及び民有地の出入りについて十分注意すること。
仮 設 備 関 係	・特になし。
建 設 副 産 物 関 係	・As 塊等の廃棄物の処理については、別添特記仕様書の建設副産物に関する事項に基づき、指定処理業者に運搬し処理するものとする。
工 事 支 障 物 件 等	・施工前の現地調査時に地下埋設物等の支障物を把握し、管理者と協議を行い適切な処理を行い、施工時に損傷を与えぬこと。
排 水 工 (汚濁処理関係)	・舗装版の切断時に発生する排水については適正に処理すること。
薬 液 注 入 関 係	・特になし。
そ の 他	・施工にあたり、関係官庁に対して諸手続き等が必要な際には、これを取得後に工事を着手すること。 ・隣接工事における舗装工事及び岸壁工事の受注者と工事関係者連絡会議を設置し運営すること。